

議案第94号

瑞穂町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

提出者 瑞穂町長 山崎 栄

(提案理由)

瑞穂町シルバーワークプラザの指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

瑞穂町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

瑞穂町シルバーワークプラザの施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

瑞穂町シルバーワークプラザ

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人瑞穂町シルバー人材センター

会長 中村 公利

東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木924番地1

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(資料)
指定管理者候補者の評価

施設の名称 瑞穂町シルバーワークプラザ

- 1 瑞穂町指定管理者選定委員会の開催
①開催日 令和7年10月20日（月）
②会場 1階ホール

2 評価結果（1人持ち点100点の9人採点）

評定項目	公益社団法人瑞穂町シルバー人材センター
① 運営方針	81／90
② 施設管理	107／135
③ 事業計画	67／90
④ 利用者サービス	72／90
⑤ 収支計画	99／135
⑥ 団体の概要	72／90
⑦ 安全対策	69／90
⑧ 個人情報保護措置	81／90
⑨ 類似施設等の管理運営実績	36／45
⑩ その他特記事項	38／45
評点合計	722／900

3 非公募とした理由

「高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する」という、ワークプラザの設置理念に基づき管理運営を行っており、高年齢者の就業に特化した施設管理運営に努めているため、公益社団法人瑞穂町シルバー人材センターが指定管理者に最適であると考える。